

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 7 年 6 月

鳥 栖 市

6 月 市 議 会 定 例 会 議 案 一 覧 表

議案甲第22号	鳥栖市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例……………	3
議案甲第23号	佐賀県競馬組合規約の変更について……………	1 3
議案甲第24号	専決処分事項の承認について……………	1 4
議案甲第25号	専決処分事項の承認について……………	2 1
議案甲第26号	鳥栖市固定資産評価員の選任について……………	後送
議案乙第16号	令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）……………	別冊
報告第2号	継続費繰越計算書について……………	2 5
報告第3号	繰越明許費繰越計算書について……………	2 8
報告第4号	事故繰越し繰越計算書について……………	3 3
報告第5号	継続費繰越計算書について……………	3 5
報告第6号	予算繰越計算書について……………	3 7
報告第7号	予算繰越計算書について……………	3 9
報告第8号	専決処分事項の報告について……………	4 1
報告第9号	専決処分事項の報告について……………	4 3
報告第10号	専決処分事項の報告について……………	4 5
報告第11号	専決処分事項の報告について……………	4 7
報告第12号	専決処分事項の報告について……………	4 9
報告第13号	専決処分事項の報告について……………	5 1
報告第14号	専決処分事項の報告について……………	5 3

議案甲第 2 2 号

鳥栖市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活環境の保全及び生活の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及びこれに混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- (2) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地（公有水面以外の水面を含む。）への土砂等による堆積を行う行為（原材料若しくは試料として利用するため、又は製品の製造等若しくは試験等のために必要となる土砂等の埋立て、盛土、その他の土地への土砂等による堆積を行う行為その他生活環境保全上必要な措置が図られ、かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。）をいう。
- (3) 土砂等の崩落等 埋立て等による土砂等の崩落、飛散及び流出をいう。
- (4) 土壌の汚染 人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める基準（以下「安全基準等」という。）に適合しない土砂等が埋立て等に使用されたことにより、土壌が汚染された状態をいう。
- (5) 埋立て等に供する区域 宅地造成その他の事業の工程の一部として埋立て等が行われる一団の土地の区域をいう。
- (6) 特定事業 埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等を使用し、埋立て等を行う事業であつて、埋立て等に供する区域の面積が 5 0 0 平方メートル以上（埋立て等に供する区域の面積が 5 0 0 平方メートル未満であっても、その埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を施行する日前 1 年以内に埋立て等が行われている場合においては、当該事業の埋立て等に供する区域と既に埋立て等に供する区域の面積とが合算して 5 0 0 平方メートル以上となるもの（当該埋立て等を行う事業の事業区域の土地所有者又は事業者が同一のものである場合に限る。）を含む。） 3, 0 0 0 平方メートル未満であるものをいう。
- (7) 周辺住民等 特定事業の用に供する区域（以下「特定事業区域」という。）の近隣の土地又は建物の所有者及び住民で、規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、県と連携して、土壌の汚染及び土砂等の崩落等（以下「汚染崩落等」という。）の発生を未然に防止するため、埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動において、汚染崩落等の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

2 埋立て等を行う者は、埋立て等を行うに当たっては、埋立て等を行う区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

3 埋立て等を行う者は、汚染崩落等の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する埋立て等の適正化に関する施策に協力しなければならない。

4 土砂等を発生させる者は、発生させる土砂等の量を抑制するよう努めるとともに、埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めなければならない。

5 土砂等を運搬する事業を行う者は、埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染の状況を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第5条 土地の所有者、占有者及び管理者（以下「土地所有者等」という。）は、埋立て等を行う者に対し土地を提供しようとするときは、汚染崩落等の発生のおそれのないことを確認するとともに、市が実施する埋立て等の適正化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、速やかに市への通報その他必要な措置を講じなければならない。

（安全基準等に適合しない土砂等の使用の禁止）

第6条 事業者又は土地所有者等は、特定事業を行うに当たって安全基準等に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、又は安全基準等に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行う者に対し土地を提供してはならない。

（特定事業の許可）

第7条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる埋立て等である場合は、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う埋立て等

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定により認可された採取計画に基づき、採取された土砂等を販売するために当該認可に係る場所において一時的に行う埋立て等

- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等
- 2 前項の許可（以下「特定事業許可」という。）を受けようとする者（次条から第10条までにおいて「申請者」という。）は、あらかじめ、特定事業区域の土地の所有者に対し、規則で定める事項を説明しなければならない。
- 3 市長は、生活環境の保全又は生活の安全の確保のために必要があると認めるときは、特定事業許可に条件を付することができる。
（許可の申請）

第8条 申請者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業区域の位置及び面積
- (3) 特定事業の用に供する施設の設置に関する計画
- (4) 特定事業の施行を管理する事務所（以下「現場事務所」という。）の所在地
- (5) 現場事務所において特定事業の施行を管理する者（以下「現場責任者」という。）の氏名
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量
- (7) 特定事業の施行期間
- (8) 特定事業が完了した場合における特定事業区域及び特定事業の用に供する施設（以下「特定事業場」という。）の構造（当該特定事業が、他の場所への土砂等の搬出を最終目的とした一時的な事業（第14条第2号において「一時的堆積事業」という。）に該当する場合は、土砂等の最大堆積時における当該特定事業場の構造。次条第4号において同じ。）
- (9) 特定事業が施行されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、特定事業区域の土地の使用権原を証する書類、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 第1項第7号の特定事業の施行期間は、3年を超えてはならない。
（許可の基準）

第9条 市長は、特定事業許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、特定事業許可をしてはならない。

- (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 精神の機能の障害により特定事業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

- エ 第21条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者
- オ 第22条第1項の規定により特定事業許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る鳥栖市行政手続条例（平成8年条例第29号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）
- カ 第22条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- キ 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ク 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）
- サ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- シ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ス 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- セ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ソ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- タ 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）にコからソまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- チ コからソまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (2) 申請者が、申請に係る埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。
- (3) 現場事務所が設置され、かつ、現場責任者が置かれること。
- (4) 特定事業が完了した場合における特定事業場の構造が、特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生のおそれがないものとし

て規則で定める基準に適合するものであること。

- (5) 特定事業が施行されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。

(周辺住民等への説明)

第10条 申請者は、第8条第1項の規定による申請を行う前に、周辺住民等に対して特定事業について説明会を開催しなければならない。ただし、説明会を開催することが困難であると市長が認めるときは、周辺住民等に対して特定事業について周知することをもって説明会に代えることができる。

2 周辺住民等は、前項の説明又は周知を受けたときは、規則で定めるところにより、申請者に対し、特定事業について意見を申し出ることができる。

3 前項の規定による意見の申出があったときは、申請者は、規則で定めるところにより、当該申出をした周辺住民等へ回答を行わなければならない。

4 申請者は、第1項の規定による説明会の開催等をするとき、第2項の規定による意見の申出があったとき、又は前項の規定による回答を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(変更の許可等)

第11条 特定事業許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、事業内容について変更しようとするとき（規則で定める軽微な変更を除く。）は、市長の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第3項並びに第9条の規定は、前項の規定による変更の許可について準用する。

3 許可事業者が、第21条第1項、第3項又は第5項の規定による命令に従う場合において、当該許可に係る第8条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、前項の規定は、適用しない。

4 第1項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及び理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 許可事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定事業の着手の届出)

第12条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、着手した日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第13条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取されたものであることを証する書面を添付して市長に届け出なければならない。

(土砂等管理台帳の作成)

第14条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、市長にその写しを提出しなければならない。

- (1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日ごとの量及びその採取場所ごとの内訳
- (2) 当該許可に係る特定事業が一時的堆積事業に係るものである場合にあっては、当該特定事業区域から搬出された土砂等の1日ごとの量及びその搬出先ごとの内訳
- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

(関係書類の閲覧)

第15条 許可事業者は、当該許可に係る現場事務所において、当該特定事業が施行されている間、周辺住民その他の生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び土砂等管理台帳を閲覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該許可事業者の氏名又は名称、現場責任者の氏名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 許可事業者は、当該許可に係る特定事業場について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(特定事業の廃止等)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止後又は休止中における土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 許可事業者は、当該許可に係る特定事業を廃止したとき又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。当該休止の届出をした特定事業を再開したときも、同様とする。
- 3 前項の規定による廃止の届出があったときは、特定事業許可は、その効力を失う。
- 4 市長は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、第1項の規定による措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
- 5 前項の規定により、土砂等の崩落等の発生を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係

る特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了)

第18条 許可事業者は、特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業が特定事業許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により、特定事業が特定事業許可の内容に適合していない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(承継)

第19条 許可事業者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、土地所有者等に通知しなければならない。

(譲受けの許可等)

第20条 許可事業者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、特定事業区域の土地の使用権原を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 譲受けに係る特定事業許可の許可番号並びにその許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 特定事業区域の位置

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定による許可については、第9条（第3号から第5号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「特定事業許可の」とあるのは「第20条第1項の許可の」と、「特定事業許可を」とあるのは、「同項の許可を」と、「申請者」とあるのは「第20条第1項の許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定による許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る許可事業者の地位を承継する。

(命令)

第21条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業者に対し、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、及び当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

2 市長は、第7条第1項、第11条第1項又は前条第1項の規定に違反して許可を受けないで特定事業を行った者及び当該特定事業の施行を要求し、依頼し、又は当該特定事業を行う者を助けた者に対し、相当の期限を定めて、汚染崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、第17条第5項、第18条第3項又は次条第2項に規定する者が、土砂等の崩落等による災害を防止するために必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 市長は、許可事業者が行った埋立て等が、第9条第4号又は第5号に適合しないと認めるときは、当該許可事業者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害を防止するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、及び当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

5 市長は、第25条第2項の規定により収去した土砂等が安全基準等に適合しないと認めるときは、許可事業者に対し、相当の期限を定めて、原因の調査、当該土砂が安全基準に適合しているかの検査その他特定事業により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講ずべきこと及び特定事業の停止を命ずることができる。

（許可の取消し等）

第22条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は相当の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第7条第1項、第11条第1項又は第20条第1項の許可を受けたとき。

(2) 特定事業許可に係る特定事業を引き続き1年以上行っていないとき。

(3) 第7条第3項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 第9条第1号キ及びケからチまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(5) 第11条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を、同項の許可を受けないで変更したとき。

(6) 第12条から第16条までの規定に違反したとき。

(7) 第19条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第9条第1号アからチまでのいずれかに該当するとき。

(8) 前条及び本項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により特定事業許可の取消しを受けた者は、当該特定事業による汚染崩落等の発生を防止するために必要な措置を講じ

なければならない。

（土地所有者等に対する勧告）

第23条 市長は、特定事業場において、汚染崩落等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の土地所有者等に対し、汚染崩落等による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（関係書類の保存）

第24条 許可事業者は、当該特定事業について第17条第2項の規定による廃止の届出若しくは第18条第1項の規定による完了の届出をした日又は第22条第1項の規定による特定事業許可の取消しの通知を受けた日から3年間、当該特定事業に係る土砂等管理台帳並びにこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

（立入検査等）

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者又は埋立て等に係る土地所有者等に対し、報告を求め、又は職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、及び関係者に質問させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者若しくは埋立て等に係る土地所有者等に対し、土砂等の検査を命じ、又は職員に、試験の用に供するために必要な限度において土砂等は無償で収去させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（違反事実の公表）

第26条 市長は、許可事業者が第21条の規定による命令に違反したときは、規則で定めるところによりその事実を公表することができる。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年6月5日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止したいため、この案を提出する。

議案甲第 23 号

佐賀県競馬組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、佐賀県競馬組合規約を次のように変更することについて協議したいので、同法第 290 条の規定により、市議会の議決を求める。

佐賀県競馬組合規約の一部を改正する規約

佐賀県競馬組合規約（昭和 47 年自治許第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「本部又は部の長（以下「本部長等」という。）」を「部の長（以下「部長」という。）」に改める。

第 6 条第 2 項中「本部長等」を「部長」に改める。

第 9 条中「佐賀県副知事の職にある者で」を「佐賀県知事（その職務を代理する者を含む。）又は」に、「もの」を「者」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

議案甲第 24 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市条例第 18 号

鳥栖市税条例の一部を改正する条例

鳥栖市税条例（昭和 29 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（市民税の申告） 第 35 条の 2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 10 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）<u>第 2 条第 15 項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 10 略 （固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第 54 条 略 第 55 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適	（市民税の申告） 第 35 条の 2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 10 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）<u>第 2 条第 16 項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 10 略 （固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第 54 条 略 第 55 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適

用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

（種別割の税率）

第77条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の

用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

（種別割の税率）

第77条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の

税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(三に掲げるものを除く。) 年額 2,000円

ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ハ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

ニ 略

(2)・(3) 略

(種別割の減免)

第84条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ハ及びホに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ハに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ハ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

ニ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ハに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

ホ 略

(2)・(3) 略

(種別割の減免)

第84条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第77条第1項第1号ハに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第85条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(6)～(8) 略

3 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第85条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 略

4 市長は、前3項の規定により種別割の減免を受けた軽自動車等を申請者が所有し、当該減免を受けた事由に変更がないと認める間、当該軽自動車等を減免申請に係る年度以降においても前2項の規定による申請があった軽自動車等とみなして第1項の規定を適用することができる。

5 略

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～12 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 略

5 市長は、第1項の規定により種別割の減免を受けた軽自動車等を申請者が所有し、当該減免を受けた事由に変更がないと認める間、当該軽自動車等を減免申請に係る年度以降においても第2項又は第4項の規定による申請があった軽自動車等とみなして第1項の規定を適用することができる。

6 略

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～12 略

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各

<u>13・14</u> 略 (読替規定) 第23条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第128条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	<u>号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>14・15</u> 略 (読替規定) 第23条の3 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第128条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案甲第 25 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、市議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市条例第 19 号

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥栖市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(課税額) 第 7 条 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 5 0, 0 0 0 円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 5 0, 0 0 0 円</u>とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2 4 0, 0 0 0 円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 0, 0 0 0 円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 22 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 7 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 5 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>6 5 0, 0 0 0 円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得	(課税額) 第 7 条 略 2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 6 0, 0 0 0 円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 6 0, 0 0 0 円</u>とする。 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2 6 0, 0 0 0 円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 6 0, 0 0 0 円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 22 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 7 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 6 0, 0 0 0 円</u>を超える場合には、<u>6 6 0, 0 0 0 円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得

た額が240,000円を超える場合には、240,000円)
並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げ
る額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000
円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにそ
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯
所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、
430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数
に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円
を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該
当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにそ
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯
所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、
430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数
に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円
を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に
該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

た額が260,000円を超える場合には、260,000円)
並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げ
る額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000
円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにそ
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯
所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、
430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数
に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円
を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該
当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにそ
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯
所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、
430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数
に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被
保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円
を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に
該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の鳥栖市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 2 号

継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度鳥栖市一般会計予算の継続費の経費の残額を令和 7 年度に繰り越したので、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和6年度鳥栖市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年 繰越 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度繰 繰越 額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
2	1	新庁舎整備事業	円 876,700,000	円 519,500,000	円 3,300,000	円 522,800,000	円 329,640,000	円 193,160,000	円 193,160,000	円 193,160,000	円 0	円 0	円 0
4	3	旧ストゴミ焼却施設解体 及び清掃事業	円 1,442,100,000	円 38,335,000	円 0	円 38,335,000	円 38,173,500	円 161,500	円 161,500	円 161,500	円 0	円 0	円 0

款	項	事業名	継 続 費 の 総 額	令和6年度継続費予算現額			支 出 済 額 及 支出見込額	残 額	翌 年 度 通 繰 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度通次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
1 0	2	旭小学校大規模改造事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
教 育 費	小 学 校 費		2, 141, 900, 000	3, 900, 000	0	3, 900, 000	2, 500, 000	1, 400, 000	1, 400, 000	200, 000	0	1, 200, 000	0

報告第 3 号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度鳥栖市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 7 年度に繰り越したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和6年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	鳥栖まちづくり推進 センター建設事業	円 33,900,000	円 26,759,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 26,759,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰に伴う 低所得世帯支援 給付金給付事業	248,950,000	242,920,000	0	242,920,000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て 応援交付金事業	836,000	836,000	0	836,000	0	0	0
6 農林水 産業費	1 農業費	地域農業水利 施設ストック マネジメント事業	50,000	50,000	0	0	0	0	50,000
		小規模土地改良事業	500,000	500,000	0	0	0	0	500,000
		防災重点ため池整備事業	7,000,000	7,000,000	0	7,000,000	0	0	0
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券 発行事業	78,500,000	78,500,000	0	78,500,000	0	0	0

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路舗装事業	86,184,000	86,184,000	0	43,092,000	43,000,000	0	92,000
		橋梁長寿命化事業	206,981,000	97,625,000	0	53,647,000	40,300,000	0	3,678,000
		道路整備交付金事業	187,500,000	175,705,000	0	96,634,000	71,100,000	0	7,971,000
		高速道路利便増進事業	10,560,000	10,560,000	0	0	0	0	10,560,000
	3 河川費	河川浚渫改良事業	35,492,000	34,054,000	0	0	27,000,000	0	7,054,000
		内水浸水対策事業	32,000,000	32,000,000	0	0	0	0	32,000,000
	4 都市計画費	公園施設長寿命化事業	104,000,000	104,000,000	0	52,000,000	52,000,000	0	0

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	鳥栖駅周辺整備事業	31,873,000	31,873,000	0	0	0	0	31,873,000
		新鳥栖駅周辺整備事業	9,440,000	9,440,000	0	0	0	0	9,440,000
10 教育費	2 小学校費	鳥栖小学校外壁改修事業	5,236,000	4,900,000	0	0	0	0	4,900,000
		若葉小学校屋内 運動場増築事業	33,866,000	33,866,000	0	0	33,800,000	0	66,000
		特別支援学級整備事業	4,274,000	4,274,000	0	0	0	0	4,274,000
	3 中学校費	基里中学校 大規模改造事業	21,865,000	16,000,000	0	0	14,000,000	0	2,000,000
	4 社会教育費	市民文化会館改修事業	143,600,000	134,779,000	0	0	132,500,000	0	2,279,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	5 保健体育費	地域交流推進事業	10,450,000	10,450,000	0	0	0	0	10,450,000
		スタジアム改修事業	49,000,000	30,600,000	0	0	27,500,000	0	3,100,000
		陸上競技場写真 判定設備整備事業	59,600,000	58,742,000	0	21,050,000	18,900,000	0	18,792,000
11 災害復 旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農林水産施設 災害復旧事業	58,039,000	39,339,000	0	39,102,000	0	118,000	119,000

報告第4号

事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第1項の規定に基づき、令和6年度鳥栖市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和7年度に繰り越したので、同令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月5日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和6年度鳥栖市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支 出 負 担 行 為 額	左 の 内 訳		支 出 負 担 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国県支出金	地 方 債	そ の 他		
10	1	いじめ問題対策委員会経費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	いじめ問題 対策委員会 での調査期 間を延長す るため。
教 育 費	教 育 総 務 費		500,000	0	500,000	0	500,000	0	0	0	0	500,000	

報告第 5 号

継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算の継続費の経費の残額を令和 7 年度に繰り越したので、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和6年度鳥栖市産業団地造成特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継 続 費 の 総 額	令和6年度継続費予算現額			支 出 済 額 及 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
1	1	新産業集積エリア整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
業	業		6,127,000,000	712,600,000	383,368,000	1,095,968,000	233,302,100	862,665,900	862,665,000	660,647,000	18,000	202,000,000	0
費	費												

報告第 6 号

予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度鳥栖市水道事業会計予算の一部を令和 7 年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和6年度鳥栖市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						企業債	損益勘定 留保資金	その他			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	導・配水管更 新整備事業	円 481,164,000	円 0	円 481,164,000	円 320,000,000	円 161,164,000	円 0	円 0	円 —	部材・管材 の納入等に 不測の日数 を要したた め。

報告第 7 号

予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度鳥栖市下水道事業会計予算の一部を令和 7 年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

令和6年度鳥栖市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度 繰越額 に係る 繰越を 要する たな卸 資産の 購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	繰越 工事資金	損 勘 留 資 益 定 保 金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	下水道 施設 整備事業	円 448,950,000	円 2,500,000	円 446,450,000	円 176,136,900	円 226,288,900	円 44,024,200	円 0	円 0	円 —	不調不落により、不測の日数を要したため。
		管きよ 整備事業	円 186,096,000	円 0	円 186,096,000	円 52,220,500	円 133,811,100	円 0	円 64,400	円 0	円 —	国の臨時経済対策に係る事業であり、完了が翌年度となっているため。

報告第 8 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 32 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 32 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 25 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	7, 5 9 0 円

2 事件の概要

令和7年3月2日午後4時10分ごろ、自家用車で市道轟木・村田線（鳥栖市村田町944番2地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前輪を破損した。

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年3月25日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	58,271円

2 事件の概要

令和7年3月2日午後5時55分ごろ、自家用車で市道轟木・村田線（鳥栖市村田町944番2地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前後輪及びホイールを破損した。

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年3月25日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	23,292円

2 事件の概要

令和7年3月2日午後4時30分ごろ、自家用車で市道轟木・村田線（鳥栖市村田町944番2地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前輪を破損した。

報告第 1 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 3 2 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 6 月 5 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 3 2 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	6 9 , 3 9 1 円

2 事件の概要

令和7年3月2日午後4時30分ごろ、自家用車で市道轟木・村田線（鳥栖市村田町944番2地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前輪及びホイールを破損した。

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年3月27日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	5 6 , 7 4 8 円

2 事件の概要

令和7年3月2日午後6時ごろ、自家用車で市道轟木・村田線（鳥栖市村田町944番2地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前輪及びホイールを破損した。

報告第13号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年4月10日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	1 6 , 5 0 0 円

2 事件の概要

令和7年3月14日午前3時45分ごろ、自家用車で市道永吉・重田線（鳥栖市姫方町1633番地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前輪を破損した。

報告第14号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年6月5日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年4月24日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡県大川市大字三丸 3 3 9 - 3 株式会社大岡組 代表取締役社長 岡 洋介	5 0 , 0 9 4 円

2 事件の概要

令和 6 年 1 月 2 日午後 8 時 3 0 分ごろ、社用車で市道村田・江島線（鳥栖市江島町 1 6 9 3 番地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前輪及びホイールを破損した。